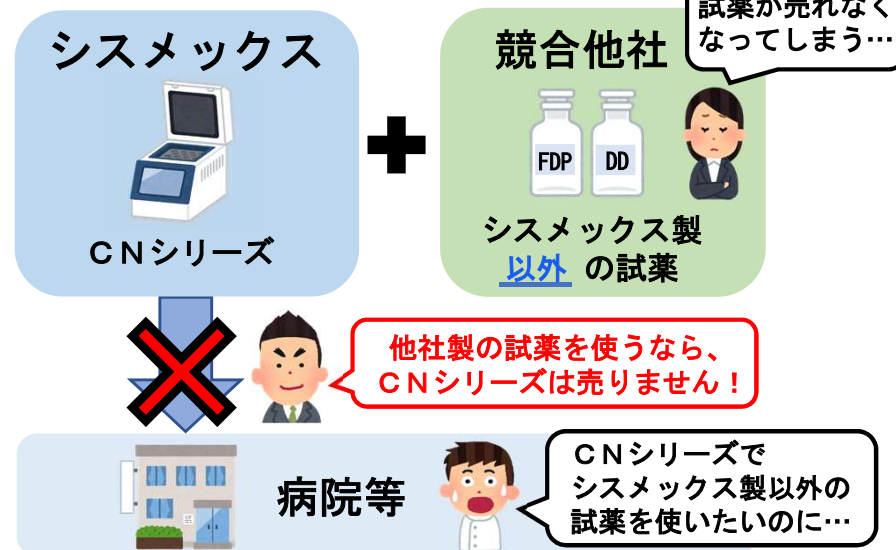


違反被疑行為の概要

抱き合わせ販売等

シスメックスは、特定血液凝固測定装置（CNシリーズ）により「Dダイマー」又は「FDP」を測定する際に用いる試薬に関して、他社製の試薬を使用できるにもかかわらず、病院等に対して、自社が製造販売する指定試薬のみを使用することを条件として、特定血液凝固測定装置の供給に併せて指定試薬を購入するようにさせていた。

シスメックスは 血液凝固測定装置の販売市場における有力な事業者



シスメックス製以外の試薬を販売する事業者が病院等との取引から排除されたり、シスメックス製以外の試薬を販売する事業者と病院等との取引機会が減少するおそれ

確約計画（排除確保措置計画）の概要

- | | |
|---|---|
| ① 違反被疑行為を取りやめていることの確認 等 | ② 使用先病院等及び卸売業者への通知・従業員等への周知徹底 |
| ③ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと（5年間）
（自社の全ての血液凝固測定装置及び凝固試薬について、違反被疑行為と同様の行為を行わないこととしている） | ④ 行動指針の作成及び従業員等への周知徹底・
研修及び監査の定期的な実施 |
| ⑤ 購入先病院等から、独占禁止法に違反する可能性のある行為に関する相談を受け付ける窓口の設置 | ⑥ 各事項について、第三者による監視及び報告（5年間）※ |

注：※を付した項目は、令和6年7月3日の事務総長定例会見において公表した、より効果的かつ実効的な確約手続の運用のための対応方針に基づく措置である。